

受講者各位

2025年11月吉日

日本卓球株式会社

若葉眩しい季節なり、皆々様にはご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度は卓球教室お申込いただき誠にありがとうございました。

貴方様の卓球教室の受講が決まりましたのでお知らせいたします。

「ニッタク卓球教室」概要は下記の通りでございます。

お申込に際しましては、必ず受講にあたってのご注意をお読みいただくようお願い致します。

ご承諾いただきましたなら別紙の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAXにてご返送願います。(当日持参でよろしいです。)

記

2026年ニッタク卓球教室日程(1月～2月)

鄭コーチ教室(午前・午後共通)

開講日 (予定日)	第 1回 1月16日(金)
	第 2回 1月30日(金)
	第 3回 2月6日(金)
	第 4回 2月13日(金)
	第 5回 2月20日(金)
	第 6回 2月27日(金)
	第 7回 3月6日(金)
	第 8回 3月13日(金)
	第 9回 3月27日(金)
	第10回 4月3日(金)

※弊社業務、コーチの都合により、コース日程が変更となる場合がございます。

※金曜日が祝日の場合は休講となります。

場所 日本卓球株式会社 本社卓球場
東京都千代田区神田和泉町1-2-8 Tel 03-3862-0911



交通手段

- JR線「秋葉原駅」昭和通り口 又は 中央改札口 ヨドバシカメラ方面 徒歩5分
- 日比谷線「秋葉原駅」1番出口 徒歩5分

駐車スペースがございませんので公共交通機関をご利用ください。

受講料納付について

- ・教室開講日までに下記口座に受講料33000円をお振込下さる様お願い致します。
※振込手数料はお客様のご負担となります。

受講料振込口座 りそな銀行秋葉原支店 普通預金 No.1830046

ニッタク卓球教室 日本卓球株式会社
(フリガナ) ニッタクタツキユウキョウシツ ニホンタツキユウ(カブ)

・受講につきましてのお問合せは、日本卓球株式会社 ニッタク教室担当 熊谷 までお願い致します。
TEL03-3862-0911



『2026年 ニッタク卓球教室』受講申込書

私は、「受講にあたっての注意事項」を承諾のうえ、ニッタク卓球教室に申込みます。

・金曜日(鄭コーチ) 午前 午後 記入して初日にお持ちください。
ふりがな

ご氏名

ユニフォームサイズ

ご住所 〒

昼の時間帯受付が出来る番号

電話番号

(教室日程の変更案内等に利用致します。)

申込期限

2026年 1月 16日

2026年 1月 16日

申込先

・〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-2-8
日本卓球(株) ニッタク卓球教室係

FAX 03-3862-2784

記

必ずお読み下さい。

「受講にあたってのご注意事項」

- ・ニッタク卓球教室受講にあたり、受講内容の撮影ならびに受講風景、集合写真写真等をニッタクが管理するニュース、HP等へ掲載することに同意いただきます。
- ・受講時はニッタクユニフォームの着用をお願いします。
- ・教室でのニッタク製品の販売は行ないません、最寄のスポーツショップ等をご利用願います。
- ・教室日程についてはコーチの都合、会場の都合により変更する場合がございます。
(日程変更については、メール、ライン、電話等でお知らせいたします。)
- ・受講料は、教室開講前日までに納めていただきます。
- ・受講料等は理由の如何を問わず、返還いたしません。
- ・自己都合による欠席については別の日への振替対応や返金は不可です。(2024. 10. 16)追記
- ・受講申込書に記載した内容に変更があった場合、申出願います。
- ・教室開講日、開講時間以外の施設利用は出来ません。
- ・貴重品はお預かりできません。ご自身にて管理願います。
- ・当ビル内において生じた盗難・紛失については会社は一切損害賠償の責を負いません。
- ・会員の方が本施設の利用に際し生じた人的、物的事故について本教室は、一切賠償責任を負いません。
- ・本教室の施設利用に際して会社または第三者に損害を与えた場合、賠償していただく場合がございます。
- ・教室施設利用に際しては、注意事項を厳守し、教室内ではコーチ、係員の指示に従っていただきます。
- ・地下卓球場外(商談室、営業室等)へのご入室はご遠慮願います。
- ・卓球場内での食事はできません。
- ・談話室等の設備はございませんのでお近くの飲食店等をご利用願います。
- ・シャワー施設はございませんのでタオル、着替えをご用意願います。
- ・下記の項の一つに該当する場合は、本施設への入場禁止及び退場を命じる場合がございます。
 - ①感染症及び皮膚病、精神病疾患の方。 ④妊娠中の方。
(但し、会社が別途定める基準に準じて ⑤酒気を帯びているとき。
認めた場合は除きます。) ⑥健康状態を害しており運動する
②暴力団関係者及びそれに準ずる者。 ことが好ましくないと判断されるとき。
③刺青のある方 ⑦他の施設利用者に迷惑をかけると
(但し、会社が別途定める基準に準じて 判断されるとき
認めた場合は除きます。)
- ・**禁止事項**
 - ①許可なく館内を撮影すること。 ⑤痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
 - ②許可なく物品の売買、営業行為、 ⑥施設内に落書きや造作をすること。
勧誘をすること。 ⑦動物を館内に持ち込むこと。
 - ③他人を誹謗、中傷すること。 ⑧危険物を館内に持ち込むこと。
 - ④他人に対する暴力行為や威嚇行為 ⑨館内での喫煙。